様式第4号（第5条関係）

　三農振畜発第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　 　月　 　日

　　　　　　　　　　　様

三 股 町 長　木佐貫　辰 生

三股町飼料価格高騰対策支援金交付決定兼確定通知書

　　令和　　年　　月　　日付けで交付申請のあった「三股町飼料価格高騰対策支援金」については、三股町飼料価格高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定し、確定したので通知します。

記

１　交付決定額　　　金 　　　　　　　　　　円

２　交付確定額　　　金 　　　　　　　　　　円

　３　交付決定及び交付確定の取消条件

　（１）申請者は、この支援金交付に関する書類等を整備し、支援金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

　（２）申請者は、前号の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

　（３）申請者が暴力団関係者であると判明した場合、また当支援金の使途、その他について適当でないと認めたときは、決定を取消し、かつ支援金の全部または一部の返還を命ずることがある。